

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年12月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から12年10月1日まで

「ねんきん定期便」によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた各月の給与額より低額であることが分かった。申立期間において実際に支給された各月の給与額に基づく適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得した平成7年12月の標準報酬月額については、オンライン記録上、当初、32万円とされていたが、8年3月13日付けで、当該記録は遡及して引き下げられ、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、平成8年3月13日付けで、複数の同僚については、標準報酬月額を月額変更により引き下げる旨の訂正が行われている。

さらに、A社の事業主は、「平成7年頃から、当社は経営不振に陥り、厚生年金保険料の滞納が続いていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成7年12月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているとこ

る、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人の平成8年10月から12年9月までの標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された賃金台帳から、当該期間について、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から 13 年 9 月まで

「ねんきん定期便」によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた各月の給与額より低額であることが分かった。申立期間において実際に支給された各月の給与額に基づく適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録上、平成9年10月1日の定時決定において26万円と記録されていたところ、10年3月20日付けで、同年1月1日に係る随時改定により9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成10年3月20日付けで、申立人と同様に複数の同僚についても、標準報酬月額を月額変更により引き下げる旨の訂正が行われている。

さらに、A社から提出された給与明細書によると、当該随時改定の基礎となる平成9年10月から同年12月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。また、同年10月1日（定時決定）における標準報酬月額の決定の基礎となる同年5月から同年7月までは、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、「平成7年頃から、当社は経営不振に陥り、厚生年金保険料の滞納が続いていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月20日付けで行われた前述の随時改定は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該随時改

定処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該随時改定処理の結果として記録されている申立人の平成10年1月から同年9月までの標準報酬月額は、当該随時改定が行われる前の記録である26万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該随時改定処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については随時改定処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人の平成10年10月から13年9月までの標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された賃金台帳から、当該期間について、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年5月は11万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から同年10月までの期間は12万6,000円、54年10月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から58年6月30日まで

私がA社で厚生年金保険に加入している期間に受け取っていた給与額は16万円以上だったはずだが、標準報酬月額は実際の給与額より低額で記録されている。正しい標準報酬月額記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和51年5月、同年8月から同年10月までの期間及び54年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細により確認できる保険料控除額から、51年5月は11万円、同年8月から同年10月までの期間は12万6,000円、54年10月は14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和51年7月について、前述の給料支払明細によると、同年7月分の給与から同年8月分以降の各月の倍額の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できること、及び申立人の陳述内容から、申立人に

同年6月分の給与が支給されなかったものと考えられることを踏まえると、事業主は、本来、同年6月分の給与から控除すべき同保険料を、翌月の同年7月分の給与から控除したものと判断できることから、同年7月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細に記載されている保険料控除額の半額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額を比較し、低い方の額を認定することとなり、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年6月について、前述のとおり、給与が支給されなかったものと判断できることから、報酬月額に基づく標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最低等級となり、オンライン記録上の標準報酬月額より低額となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和48年4月1日から51年5月1日までの期間、同年11月1日から54年10月1日までの期間及び同年11月1日から58年6月30日までの期間について、供述を得ることができたA社の同僚は、給料支払明細を保有しておらず、同社の元事業主からは供述を得ることができなかつたため、申立期間における同社の保険料控除の取扱いを確認することができない上、申立人は、前述の51年5月、同年7月から同年10月までの期間及び54年10月の分のほかに給料支払明細を保有していないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って記録訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和48年4月1日から51年5月1日までの期間、同年11月1日から54年10月1日までの期間及び同年11月1日から58年6月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月から 13 年 10 月まで

私は、昭和 37 年から A 社（現在は、B 社）に勤務し、平成 11 年 3 月に定年を迎えたが、その後も引き続き特別内勤社員として再雇用され、16 年 3 月 31 日まで勤務した。再雇用後の給与額は毎月 32 万円程度であり、再雇用以降、給与額はそれほど変動しなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低い金額で記録されているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、B 社人事部・ねんきん相談センターから提出された賃金台帳兼源泉徴収簿及び給与明細記録によると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より高額である期間も確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、全てオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。